

## 現代の経営原理についての一考察

——共同および共生を中心に——

櫻井克彦

### 目 次

- I 経営原理の探究
- II 経営倫理学と経営原理
  - 1. 経営倫理学の展開
  - 2. 経営倫理学と倫理基準
  - 3. カント命題の強調
- III 制度化と共同
  - 1. 企業の制度化
  - 2. 共同とカント命題
- IV 経営原理と共生
  - 1. 企業経営への生態学的接近
  - 2. 共生の経営的意義
  - 3. 共同と共生
- V 日本型企业システムと経営原理

### I 経営原理の探究

企業は社会の所産である。それは一面においては社会に影響し社会を形成しようとしても、基本的にはその存続・成長はそれが社会の期待と制約に適切に対応し続ける限りにおいて実現されることになる。今日の企業は社会の組織化された多様なひとびとのさまざまな要求に、ならびにこれらのひとびとの背後にある政治的、経済的、文化・社会的な、あるいは自然的、物理的な要請に適応せねばならず、ここからそれはそのような適応活動を導く原理を必要とする。

企業の目的と戦略を方向づけるかかる原理として伝統的には所有者たる株主の富の最大化としての利潤原理が主張されてきたが、今日、この原理のみによって企業活動が導かれ

えないことは明らかである。他方、日本企業を導く特有の原理であるものとして論者がしばしば指摘する福祉主義あるいは人間主義の原理——企業内のひとびと、もしくは取引先を含めて企業に直接に結びつくひとびとの経済的ならびに非経済的利益を重視する経営原理——もまた、そのような原理に基づく日本型企业システムの閉鎖性に対する社会的批判の高まりが示唆するように、そのみでは企業の社会適応のための必要にして十分な原理たりえないようにみえる。これからの企業は、企業と社会の相互作用関係を適切に認識し、社会へのその適合を可能ならしめるところの、新たな経営原理を必要とするのである。

かかる原理の把握への手掛りを提供するようみえる概念のうちに、共同および共生の概念を挙げる事が出来ると思われる。共同

と係わる共同体なる概念は、経営共同体の概念を通して一部の論者によってつとに経営原理として提示をみてきたが、論者や実践で全面的支持を得てきたとは必ずしもいえない。しかしながら企業が制度化する中で共同の概念は改めて企業経営に対し意義を有するに至っている。経営倫理への関心の諸方面での高まり、経営倫理学におけるカント命題の強調は、このことの証左の1つである。また、生態学の領域で展開されわが国でとりわけポピュラーになっている共生なる概念も、自然環境を含めて多岐に環境主体と複雑な相互作用関係にある今日の企業を理解し導くための原理の構築にとって有意義であるといつてよい。

以下、本稿ではこれら2つの概念を手掛かりに、現代の経営原理の一端への接近を試みることにする。なお、これらの概念の日本型企業システムへの係わりについても触れることにする。

## II 経営倫理学と経営原理

### 1. 経営倫理学の展開

近年、著しい展開をみている経営学研究の分野の1つは、経営倫理学 (business ethics) ないし企業倫理学である。経営倫理学は、アメリカで確立をみたかなり新しい学問分野であるといつてよい。この点についてドゥ・ジョージは、それは1960年以前の、神学者や宗教関係者による経営実践の道徳的角度からの考察の段階、および1960年代の、経営学者による企業の社会的責任についての論議の段階を経て、1970年代に入り神学、経営学、哲学や倫理学の学際的学問として展開をみるとともに、1980年代中ばに、それに関する学会、

学会誌、大学での講義、企業内教育、等の展開や導入の形で制度的確立をみたという<sup>1)</sup>。しかしながら、今日におけるその発展は研究、教育、ならびに経営実践へのその応用の諸面を通じて益々顕著なものがあるととも、このことはアメリカに関してのみならず、程度に差はあるにしてもヨーロッパ、更には我が国についても指摘しうる。

経営倫理学は企業レベルの倫理のみならず、体制レベル、業界レベル、あるいは個人レベルの倫理をも扱うが、その主たる考察対象は企業レベルのそれであるとともに、そこでは企業経営をめぐる正邪、もしくは善悪が論ぜられる。それは経営倫理現象についての歴史的もしくは科学的考察を試みる記述的経営倫理研究、正・善・義務の観点から企業行動の基準を提示しようとする規範的経営倫理研究、ならびに論理的、認識論的見地から経営倫理に関する判断を検討するメタ倫理的経営倫理研究からなるとともに、総体としてのそれは、記述的ならびにメタ倫理的経営倫理研究に立脚しつつ規範的経営倫理研究として展開されているといつてよい。つまり、善悪もしくは正邪の見地からする企業行動の規範ないし基準を提示すること、ならびにそのような基準を企業経営に内在化せしめるための方策について考察することが、その基本的な狙いとなっている。経営倫理研究が規範科学としてではなく、社会科学として進められるために、ならびに、理論としての経営学研究ではなく、理論に立脚しつつ政策を論ずるところの技術論としての経営学研究の形で進められるためには、それは事実科学の方法に立脚しつつ経営倫理現象についての理論を提示する一方、かかる理論に基づきつつ倫理的経営方策を展開していくことが必要となる

が、経営倫理学はこのような経営学研究として成立するに至っているのである。

かくの如き経営倫理学は、企業とその利害関係集団ないしステークホルダーとの関係をめぐる今日的課題を中心に考察を試みる。それは企業の対ステークホルダー関係とそのあり方を論じているという点で、経営学研究の基本的領域の1つである「企業ないし経営者の社会的責任」論の範疇に属することになる。すなわち、社会的責任論の今日的展開であるといってよい。この点についてフレデリック<sup>2)</sup>も、企業の社会的責任をめぐる経営学的研究を「企業の社会的責任」論、「企業の社会的反応」論、ならびに「企業の道徳的正しさ」論——ここにいう経営倫理学を指す——の3つのタイプに分類し、研究の展開の動向として、1950～60年代の「企業の社会的責任論」——それは企業がだれに対し、なにに関して責任を有するかを論ずる——、1970年代の「企業の社会的反応」論——それは社会的責任問題への企業経営者によるヨリ良き応答のための用具や技術について論ずる——、ならびに、1980年代までに出現をみた「企業の道徳的正しさ」論——それは企業の意味決定に社会の価値と倫理が係わることを強調する——といった流れを示している。

フレデリックは、「企業の社会的責任」論は企業に対するステークホルダーの期待、そしてここから社会の価値や目的、規範を論ずる一方、かかる期待や価値の企業による追求のための経営的方策についても考察するが、そのような論議と考察は必ずしも十分ではなく、かくてそれに対応すべく、企業による価値追求方策に焦点を当てる「企業の社会的反応」論が、更には企業をめぐる社会のひとびとの価値、ならびに企業と社会の関係を律す

べき規範や基準を主として論ずる「企業の道徳的正しさ」論が出現したとみるのである。かれの論議はその進め方においてやや一方的なきらいがないでもないが、経営倫理学が広い意味の社会的責任研究に属するとともに、その主要課題の1つが企業の倫理的行動のための基準の提示にあることを適切に示している。

## 2. 経営倫理学と倫理基準

経営倫理学は、経済なる領域が社会一般の道德規範とは無関係であるという見解を否定する。それは社会のひとびとの間の関係を律すべき道德規範ないし倫理基準が企業とそのステークホルダーとの関係にも妥当するとみ、そのような基準について論ずる。この場合、経営倫理学研究の分野で提示される企業の倫理的行動のための基準は、論者によって種類・内容を異にする。

倫理学にあっては倫理基準をめぐる議論を一般に、目的論 (teleological theory) と義務論 (deontological theory) に分けている。目的論は道徳的な正邪、善悪、義務といったものを判定する基準を、ひとびとの行為から生み出される道德外の価値に、つまり生み出される善の量に求める。義務論は、行為の結果とは無関係にある行為を正もしくは義務となしうるとみる。これらの目的論と義務論は夫々、論者の見解の多様性を反映しつつさまざまに細分化される<sup>3)</sup>。

このような倫理基準の中で経営倫理学で少なからず強調されているものに、功利主義の基準ないし理論、カント<sup>4)</sup>の命題、および正義についてのロールズ<sup>5)</sup>の基準がある。ここに功利主義の基準は、最大多数のひとびとに最大の善をもたらすことを行為の目的とせよ

と主張する。それはベンサム<sup>6)</sup>とミル<sup>7)</sup>によって提唱・展開されたものであり、目的論に属する基準の代表的なものである。カントの命題は、それが普遍的法則たるべきことを汝が同時に欲しうるところの格律に従って行動せよという命題、汝ならびに他者のうちに存在する人間性を手段としてでなく、それ自身目的として使用せよという命題、等からなる。それは、義務論に属する基準の代表をなすものといってよい。ロールズの正義基準は、功利主義の基準とカントの命題を総合するものであるといえよう。

経営倫理学においてとり上げられる倫理基準や倫理原則としては、これら以外にもさまざまなものが存在する。上に示したような、規範倫理学で提示される諸基準に加えて、他者が自己に対するとき自身に願うような形で、他者に対せよという黄金律、等の各種の基準や原則が提示されている。経営倫理学にあっては、選択さるべき基準について論者の間でしばしば意見が異なるとともに、夫々の論者が同時に複数の基準を主張する傾向にある。例えば、功利主義の基準、カントの命題、ロールズの正義基準といったもののいずれもが同時的に提示される。このことは一部は、規範倫理学における倫理基準が多様であることの表れであるとともに、一部は、現代の経済社会において人々の価値の多様化と流動化が進みつつあることや、企業が多くの国や地域にまたがって活動するに至っていることへの論者の認識の増大を反映するものであるかもしれない。それはまた、経営実践にヨリ普遍的に適用が可能であるような諸基準の探求に向け、一層の努力が払われるべきことを、ならびにそのような基準の統合が一段と試みられるべきことを、経営倫理学の研究者に要

請するものであるといえよう<sup>8)</sup>。

### 3. カント命題の強調

これまでのにのべてきたところから、経営倫理学というもののアウトライン、そこにおける倫理基準の一端、等が明らかとなったと思われるが、倫理基準に関して、再度強調する必要があると考えられることは、経営倫理学で功利主義の原則等と並んでカントの命題が強調される傾向にあることである。ドゥ・ジョージはじめ多くの論者<sup>9)</sup>がカントの命題をとり上げているが、いまわが国における経営倫理研究の先駆者であり、同じくカントに注目される高田博士に従ってそのような命題を示すならば、つぎのようである<sup>10)</sup>。

すなわち、カントにあっては行為をそれ自体で客観的・必然的であるとして提示する命令法が定言的命法と呼ばれるとともに、カントはそのような命法で示される命題として3つを挙げる。

第1命題は「君は(君が行為に際して従うべき)君の格律が普遍的法則となることを、当の格律によって(その格律と)同時に欲し得るような格律に従ってのみ行為せよ。」というものである。

第2命題は、「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存ずるところの人間性を、いつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない。」というものである。

第3命題は、「それだから、各人の意志こそ、すべてその格律を通じて普遍的に立法する意志にほかならないという原理は、もしこの原理の正しいことが別の仕方でも証明されさえしたら、定言的命法としてまことに適切であろう。なぜ定言的命法たるたるにふさわしいか

と云えば、この原理が普遍的立法という理念を含むからであり、それ故にいかなる関心にもとづくことなく、従ってまたおよそ可能な命法のうちでこれだけが無条件的でありうるからである。(傍点は高田博士)」というものである。

高田博士においてはこれら3つの命題は、三位一体となったつぎの3個の道徳的原理を意味するとされる<sup>11)</sup>。すなわち、第1原理(第1命題)は、普遍化の原理すなわち法則の自己貫徹の原理であり、第2原理(第2命題)は自己目的の原理、目的自体の原理、相互尊敬の原理である。また、第3原理(第3命題)は自己立法の原理であるとされる。この場合、博士においては、第1原理が基本的原理であるとともに、第2、第3の原理は、根拠・条件を示す原理であるとされる<sup>12)</sup>。また、第2原理は人間の主体性を尊重せよという意味を持つとされ、博士自身の経営倫理研究でとりわけ重視されている<sup>13)</sup>。

カントの命題について多少詳しく眺めてきたが、経営倫理学の領域でかかる命題が少なからぬ論者によって強調されていることは、はじめに指摘したところである。この場合、上記のカントの3つの命題のうちいずれが強調されるかは、論者によって異なりうる。あるものは、カントの第2命題に注目し、あるものは第1命題に焦点を当てる。かくの如く論者によって力点の置きどころは異なるにしても、経営倫理学においてカントの主張への注目がみられることは確かであるとともに、このことは、これからの経営原理を考えるための1つの手掛かりを提供するように見える。

### III 制度化と共同

#### 1. 企業の制度化

今日の企業がその活動を営む社会は主として、資本主義経済あるいは市場経済と呼ばれる社会であるが、そのような社会は法や経済学の伝統的理論で想定されてきた経済社会と大幅に異なるに至っている。伝統的理論では経済社会は比較的に種類が少ないところの、且つ限定された機能を持つところの多数の小規模単位によって構成されており、そこでは市場における競争と需給といった諸力が経済の方向づけや社会の資源の配分に関して主要な役割を演ずるとされる。しかるに現実の経済社会は、市場が中核的な役割を演ずるこのような古典的多元社会から、各種の大組織よりなる現代的多元社会に移行しているのである。

かかる現代的多元社会とは、種類は多様であるがその数は比較的に少ないところの、そしてそのメンバーのためにかなり包括的な機能を遂行するところの大規模組織によって構成される経済社会である。そこでは社会のひとびとはその欲求を分割し、夫々の欲求の充足を求めて複数の種類の組織に加入するのであって、組織へのその忠誠も分割されることになる。人々の経済的ならびに非経済的な欲求は、競争と需給の力によってよりは、大規模な組織の間の交渉と調整の中で充足される。その経済的生活はどちらかといえば、その私的財産によるよりも組織構成員たることによって保障される。

かくの如き現代の多元社会の今日的特質の1つは、いわゆる参加の進展である。大組織の行動と存在は人々の経済的あるいは非経済的利益に影響を及ぼす一方、人々はその利益

の促進・保持を求めて組織の成果、意思決定、情報、あるいは所有権に参加しようとする。企業という組織と人々との関係についていうならば、人々は所有者、従業員、消費者、取引先、等として、企業の利益や成果に与えることを、あるいは、企業とのその関係の改善・充実を求めて経営決定や管理決定に影響を及ぼすことを願う。更には、企業情報のディスクロージャー等を要求する。参加のかかる進展の結果は、企業行動の目的と制約への人々の価値・期待の投影であり、企業の制度化の進展である。

ここに制度化とは企業が特定関係者のための用具たることを越えて、ならびに単に長期持続的存在たることを越えて、その内外をめぐる多様な関係者の利益の実現の場として永続的存在となることを社会から期待されるに至ることを意味する。現代の企業は制度として、さまざまな目的と制約条件を充すことを不可避としているといつてよい。

制度としての現代の企業は、各種のステークホルダーないしグループと係わり合っており、それはその多様な目標の幾つかを企業目的の構成要素たらしめることを要請されている。それはどちらかといえば所有者もその一員にすぎない複数のグループの共有体ないし共同体として存在することを社会から期待されているのである<sup>14)</sup>。

## 2. 共同とカント命題

このように現代の企業は制度化の状態にあり、その主体としての経営者は多様なグループないしステークホルダーの期待の充足を企業自身の目的とし、その充足に向け行動せねばならない。各種ステークホルダーのいわば企業へのこの意味での内部化、ないし企業目

的化が必要である。経営者はステークホルダーとの対応に際しては絶えず、ステークホルダーを企業にとっての手段ではなく目的として扱うことを、つまり目的化することを常に意識せねばならないのであって、かくして目的化が企業と社会の関係を処理するための経営原理の1つとして大きな意義をもちうることになる。ついで乍らこのような目的化は、企業をそれに係わるひとびとの共有体ないし共同体と考えることを意味する。以下、かなりポピュラーな用語である共同にかかる目的化の意味で、使用することにする。

経営倫理学で強調される、企業の倫理的行動のための基準の1つは、既にみたようなカント命題、とりわけ第2命題であった。第2命題自体は、自己を含めてすべてのひとびとに存在する人間性を、手段としてでなく目的として扱うことを要求するものであるが、企業行動に適用された場合、それは企業と係わり合うひとびとの人間性を、企業活動の手段でなく目的そのものとするを、企業に命ずることになる。この場合、ひとびとの人間性を企業活動の目的そのものとするがなかに意味するかは必ずしも明らかではない。1つのありうる解釈は、企業がそれが係わり合うグループないしステークホルダーの目的を企業自身の目的とすることである。

カント命題を上述のように解するとき、企業の目的は株主の目的と並んで、他のステークホルダーのそれをも含むことになる。企業をなんらかの単一の特定グループに奉仕するものとみなさず、それを複数のグループへの奉仕者として、つまりそのようなグループの共有体ないし多目的的共同体として把握するような種類の経営原則の本質を共同と名付けるならば、上の如く理解されるカント命題は、

そのような原則そのものであるといつてよい。

今日の企業経営においては共同の概念は基本的に重要であるようにみえるとともに、このことは、そのような概念の経営原則への具体的展開に際し、カント命題が今日の社会で改めて意義をもちつつあることを物語っている。

ついで乍ら、ここで述べてきた共同の概念が法と経済学の伝統的な理論に対立するものであることは明らかである。カント命題がアメリカ社会において少なからず企業の倫理行動基準として提唱をみるに至っていることは、LBOやTOBを通じての株主の企業支配力の復活を主張する一連の研究、あるいは株主をプリンシパルとみ経営者をその代理人とみる財務研究におけるエージェンシー理論<sup>16)</sup>等の存在にも拘わらず、アメリカの経済社会と企業がそのような伝統的な理論における想定とかなり異なったものとなっていることを、ならびに今日のアメリカ企業が伝統的な経営原理に代わる新たな経営原理を求めていることを示唆しており、興味深いものがある。

#### IV 経営原理と共生

##### 1. 企業経営への生態学的接近

経営学研究の最近の動きの中で注目すべきものの1つは、経営倫理学の台頭であるが、他の1つとして企業生態学的角度からの経営学研究の展開を挙げることが出来る。この種の研究は、企業と社会の共生に関する考察という形で、とりわけ我が国で盛んになるとともに、それは現代の経営原理の理解のための有力な手掛りを提供すると考えられる。

ここに企業生態学とは、そのそもそもの提唱者と考えられるイールズ<sup>17)</sup>に従うならば、企業とそれが部分を構成する物理的、生物学的、社会的な種々の生態系との間の有機的関係を認識し、企業をして生態系内の均衡に貢献せしめることを意図するところの学際的学問として理解される。それは、企業がその多様なステークホルダーとの関係を含めて、経済的・政治的・社会的・文化的・自然的・物理的な各種のその環境との関係に関して調和・均衡の状態を維持するための条件を考察するものであるといえよう。もっとも、現在のところかかる企業生態学は生物学研究にその基本的な概念の多くを負う一方、その定義、方法、体系、あるいは内容については多くの点で不明確な状態に止まっているといわねばならない。それにも拘わらず、企業と社会の共生を論ずる近年の経営学研究、あるいはいわゆる環境問題への社会的関心を反映しつつ、経済学・経営学・工学等の分野でこのところの急速な進展をみている各種の環境関連研究は、この種の企業生態学の展開に対して大きく寄与しつつあるように見え、いずれ遠からぬ将来において経営学の一分野としての企業生態学が確立されることが期待されるのである<sup>18)</sup>。

それはともかくとして、企業生態学において中心的概念をなすとみられる概念の幾つかについて触れる<sup>19)</sup>ならばその1つは生態系なる概念である。生態系とはそもそもは、ある地域の全生物、およびそれと相互作用関係にある非生物的環境が食物連鎖や物質循環等を通じて形成する1つのシステムを指すが、企業生態学にあってもかかる生態系の概念が企業とその環境の間関係の理解のためにアナロジーとして導入されることになるであら

う。あるいは生態系の発展を扱う生態遷移の概念や、安定した平衡状態に到達した生態系を指す極相の概念、更には、極相の状況で発達するとされる共生的関係の概念、等も導入されることになると思われるのであって、とりわけ共生概念は企業生態学で大きな役割を果たしうると思われる。なお、共生概念については片利共生、共利共生、相乗的共生、等さまざまなものが、経営学その他の分野においても既に論者によって提起されるに至っている。

企業生態学およびそれが扱うと思われる基本概念についてはこの程度に止めることにして、上に触れた概念は主として生物学の概念の経営学への応用であり、それらを企業経営の説明のために使用するに際しては慎重さが要請されることは当然である一方、今日の企業とその経営を論ずるにあたり、それらが果たしうる役割も認識されねばならない。

## 2. 共生の経営的意義

例えば、共生なる概念は、これからの企業経営を導くべき原理の展開に対し、少なからぬ貢献をなしうるようにみえる。

第1に、共生とはあるものが、それ自身の目的と意思を持つとともにその目的は自己の目的と本来的には必ずしも一致しないところの他者と相互関係を保ちつつ、共存する状態である。この場合、それは、関係者の双方もしくは一方が利益を得るとともに、双方に損失が生じないような状況を指している。現代の企業は、多様なステークホルダーの利害に影響を及ぼしうるとともに、ステークホルダーの背後にある人為的ならびに自然的環境のあり方をも少なからず左右しうるに至っているものであり、これらのステークホルダー

ならびに環境要因との間に共存と共生の関係を構築することを必要としている。そしてこのことは、共生が経営原理の不可欠な構成要素の1つとなっていることを物語っている。

第2に、共生はその前提として他者の存在を認識することを含んでいる。今日の社会では企業の決定は、多様なひとびとにさまざまな形で影響を与える一方、影響の程度・地理的範囲・時間期間は深さ・広がり・長さを一段と増すに至っているのであって、そのような影響は企業にとって直接的把握が益々、困難となっている。他者の存在を積極的に意識しそれとの調和・共存・共栄を図ることが企業において試みられねばならず、共生の概念は、この意味でも経営原理の構成要素として重要性を増しているのである。

少なからぬ論者が既に共生の概念を企業経営問題の考察に適用するに至っており、共生の概念を導入した経営戦略論の展開、等がみられるのである<sup>20)</sup>。

## 3. 共同と共生

これまでのところで、これからの経営原理を考えるにあたり、共同と共生という概念が意義をもつことを指摘した。

共同とは、企業をめぐる幾つかのステークホルダー——現代の企業について具体的にいえば、とりわけ所有者、経営者、従業員——を企業目的の共有者として認識することを、つまり、かかるステークホルダーと企業との関係を長期的・持続的なものとして捕え、その実現を意識的・主体的に図ることを意味する。それは、複数のステークホルダーが企業にとって内部者として位置づけられ、内部化されることを指している。なお、特定のステークホルダーの範疇に属するひとびとが内部化



を希望し、かつそのすべてが内部化されるのではない場合、外部者にとどまる人々にとって企業は、排他的・閉鎖的なものとしてうつることになるのであり、この意味で共同化・内部化は閉鎖性を含んでいる。

他方、共生は一般論的にいえば、それは外部者の存在を認識するとともに、自己と他者の利害の調和の実現が困難と思われるような状況においても調和の実現に向けて、出来れば双方の目的の統合的促進に向けて、努めることを含む。それは、ともすると目に入らぬものとして見過ごしてきたところの、あるいは、双方の利害対立の厳しさの中でいわゆる対話よりは排除を考えてきたところのいわば無縁者、異質者を、対応すべき他者として捕らえることを強調する。共生においては他者の目的化ないし共同化は存在せず、自他の区別がみられる一方、他者の存在と目的の尊重が存在する。なお、目的化においてはひとびとないし組織の間の関係はどちらかといえば長期的・全面的・閉鎖的であるのに対し、共生にあってはそれは、短期的・部分的・開放的である。

現在の企業の経営原理は、かくの如き共同と共生の両要素を含むことを必要とする。この場合、共同と共生は、夫々、種類と次元を異にする要素ではあるが、それらは一面において密接に関連しあっていることに注意せねばならない。共同は一面では企業の閉鎖的性格の増大を生むとともに、このことは他者との積極的な対話という共生関係の一層の構築を企業に必要ならしめるのであって、現代の企業はこの意味では、その制度化の進展の中で共同の一段の促進に努めるとともに、同時に、共同のかかる展開に照応しつつ共生の一層の実現を図ることを求められているのであ

る。

企業経営の原理が今日、これら共同ならびに共生の両要素を基礎に構築すべきであるとして、つぎに考察されねばならない課題は、そのような原理を具体的にどのように理解するかである。すなわち、経営原理は企業の経営目的、つまり経営理念と経営目標に関してその内容を端的に述べるものであることを必要とするのであって、それはいわゆる利潤原理ないし営利原則のような形で具体的に提示されることが望ましい。そのような経営原理がなにかはここでは論じないが、上記の条件にかなう経営原理に近いものとしては、幾つかの問題点を残しているものの、いわゆる「経営成果」の原理を挙げることができよう<sup>21)</sup>。

## V 日本型企业システムと経営原理

現代の企業が共同と共生を構成要素として含むところの経営原理によって導かれるべきことを強調してきたが、本稿の結びとして、そのような要素の見地からいわゆる日本型企业システムの今日的課題と今後について簡単に述べることにする。

さて、日本型企业システムの企業経営的意義を積極的に説き国外へのその普遍的適用可能性を主張するところの日本の経営礼讃論が一頃盛んであったが、近年、かかるシステムの見直しの必要性あるいは不可避性を指摘する声が諸方面で高まっている。

例えば、少し以前には、日本企業はそのひたすらな成長指向、市場シェア指向、あるいは外部者無視の諸行動を改め、国外の競争企業との共存、地域社会への会社市民としての貢献、更には自然環境との調和、等に努めるべきであるという議論が盛んになされた。あ

るいは企業集団や系列、株式の相互持ち合い、等も海外の企業や投資家に取引や株式所有の面での日本企業へのその参加を困難ならしめているという、日本型企業システムの「閉鎖性」への批判も海外で高まった。

より最近では、円高の急激な進行、景気回復の遅れ、無責任経営の破綻と企業の財務状態の悪化、等の中で、余剰人員の整理、新規事業分野への転換と必要人材の確保、経営者チェック機構の再構築、等の必要性が事業界の内外で指摘されており、それに関連している終身雇用制や閉鎖的雇用慣行の打破や株主支配型コーポレート・ガバナンスの確立の必要性、等の主張の形で日本型企業システムの終焉やかかるシステムへの批判論が述べられる。

この種の批判論・見直し論は日本企業を導いてきたとされる経営原理の批判・見直しの論であるといってもよい。共同および共生といった概念を切り口としてそのような論の特徴を示すならば、見直し論はかなりに日本型システムにおける共同的要素のあり方、ならびに共同的要素がその出現に与って力がある、システムの閉鎖性を問題とするものである。それはまた、システムでの共生なる要素の乏しさをも問題としている。それは一般的にいて、システムにおける共同的要素の削減と共生的要素の増大を求めるといえよう。この場合、かかる削減と増大がどの程度に求められているかに関しては、見直し論は、アメリカ型企業システム——見直し論ではそこではかなりに少ない共同的要素とかなりに多い共生的要素が存在するとみる——にその基準を求めているようである。

それでは、見直し論をどのように評価すべきであろうか。本稿でこれまでに論じてきた

ように、現代の企業の経営原理は共同と共生の両要素を主要構成要素とすることが望まれる。この点では、共生へのその強調の面はともかくとして、共同に批判的であるという面において見直し論には少なからざる問題が存在するように思われる。経営倫理論のアメリカにおける台頭がいわゆるアメリカ型企業システムの現実に対するその説明可能性、あるいはこれからの社会における、そのようなシステムの企業システムとしての主流化の可能性に疑問を投じているようにもみえることを考え併せると、日本型企業システムの全面的ないし根本的見直しを図ることよりもむしろ、よりオープンであり、より共生的要素を含むような形に日本的システムの運用を図ることがさしあたり必要であり、現実的であるように考えられるのである<sup>22)</sup>。

## 注

- 1) Richard T. DeGeorge, "The Status of Business Ethics: Past and Future", *Journal of Business Ethics*, Vol. 6, No. 3, 1987. (宮坂純一訳「ビジネス倫理学の課題、過去、そして未来」、『産業と経営』、第7巻第2号)
- 2) William C. Frederick, "Theories of Corporate Social Performance", in S. Prakash Sethi and Cecilia M. Falbe, eds., *Business and Society, Dimensions of Conflict and Cooperation*, 1987; W. C. Frederick, "Toward CSR3: Why Ethical Analysis is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs," *California Management Review*, Winter 1986.
- 3) William A. Frankena, *Ethics*, 1963 (杖下隆英訳『倫理学』、1970年)を参照。
- 4) Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785.
- 5) John A. Rawls, *A Theory of Justice*, 1971. (矢

- 島釣次監訳『ジョン・ロールズ正義論』, 1979年)
- 6) Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, 1789.
- 7) John Stuart Mill, *Utilitarianism*, 1861.
- 8) 経営倫理学の動向について詳しくは, 拙稿「経営倫理論の展開と課題」, *経済科学*, 第42巻第1号。
- 9) 例えば, R. T. DeGeorge, *Business Ethics*, Second Edition, 1986; Willam M. Evan and R. Edward Freeman, “A Stakeholder Theory of Modern Corporation: Kantian Capitalism” in Tom L. Beachamp and Norman E. Bowie, *Ethical Theory and Business*, Fourth Edition, 1993.
- 10) 以下, カントの前掲書についての高田教授の説明(高田馨『経営の倫理と責任』, 1989年, 52~54頁)による。
- 11) 同書, 55頁。
- 12) 同書, 55頁。
- 13) 同書, 85頁。
- 14) 現代的多元社会および企業の制度化のより詳しい説明については, 拙稿『現代の企業と社会』, 1991年。
- 15) その典型の1つと思われるものとしては, W. M. Evans and R. E. Freeman, *op. cit.*
- 16) M. C. Jensen and W. H. Meckling, “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure”, *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4 (October), 1976.
- 17) Richard Eells, *The Meaning of Modern Business*, 1960.
- イールズは経営倫理の観点からも企業生態学について述べている。(R. Eells, *The Government of Corporations*, 1962)
- 18) イールズの諸説によりつつ企業生態学の構築を試みるものとして, 細井卓『総合経営学の原理』, 1985, 第16章。
- 19) 拙稿「日本企業と国際的共生」, *国際開発研究フォーラム* 1, 1994年を参照。
- 20) この点について触れたものとしては, 例えば拙稿「日本企業の国際化と経営課題」(三原泰熙・内田滋編著『日系企業と東南アジアの経済発展』, 1993収録)。
- 21) 経営成果原理については, 詳しくは高田馨『経営成果の原理』, 1969年, および拙著『現代企業の経営政策』, 1979年, 第3章。
- 22) 日本型企业システムの閉鎖性ならびにシステムの将来については, 拙稿「企業の社会的責任の今日的展開と日本企業の閉鎖性」, *日本経営学会編『世界の中の日本企業(経営学論集 第64集)』*, 1994年所収。

## [SUMMARY]

Contemporary business enterprise needs the management principle or the leading principle which properly explains the interaction of business and society and which makes it possible for business to adapt to society.

Business today has the characteristic of the institution and the concept of community seems to increase its meaning. The growth of social concern for business ethics and the emphasis of Kantian proposition in business ethics considerably demonstrate this. Business also relates to many environmental factors. And the concept of symbiosis becomes important to understand the relationships of business and its environment or society.

This article tries to show some of the foundations of the business principles using the concepts of community and symbiosis as main clues. In addition to this, it intends to explain the characteristics of the Japan business system by these concepts, too.